

保障(給付)内容早見表

基本部分

※5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。

			加入口数 による給付額										給付額の計算と確認事項			
給付の種類		被害の程度	給付額 / 1 口		5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口			45口	50口
① 火災・航空機の墜落・ 車両突入・爆発・ 落雷 等			全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
			半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	//
			小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
			見 舞	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。
② 風水雪凍害	損壊	全 壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
		大規模半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//	
		半 壊	7.5万円	30.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	//	
		小 壊	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	//	
		見 舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP16を参照)	
③ 浸水	1 床上浸水		7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水		(10口まで) 1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、見舞金の1割(1,000円) が加算されます。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
④ 地震災害	1 損壊	全 壊	(10口まで) 5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	見舞金	11口以降は、各見舞金の1割(全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、小壊1,500円、見舞1,000円) が加算されます。罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。 *ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP17を参照)	
		大規模半壊	(10口まで) 3.5万円	17.5	35	36.75	38.5	40.25	42	43.75	45.5	47.25	49			
		半 壊	(10口まで) 2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35			
		小 壊	(10口まで) 1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21			
		見 舞*	(10口まで) 1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14			
	2 火災	全 焼	(500万円限度) 20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません。)	
		半 焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
		小 焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	//	
		見 舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
⑤ その他の住宅災害見舞金			(10口まで) 1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、給付金の1割(1,000円) が加算されます。	
⑥ 生命共済給付金			2万円	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100			

注意事項

● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑨」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

保障(給付)内容早見表

自然災害特約

※5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。

			基本部分の加入口数を上限に、1口から 希望口数に加入することができます。											給付額の計算と確認事項	
給付の種類		被害の程度	給付額 / 1口	5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口		
⑦ 風水雪凍害	損壊	全 壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分❷にプラスして給付します。
		大規模半壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	//
		半 壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750	共済金	//
		小 壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
		見 舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分❷と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。（詳細はP19を参照）
⑧ 浸水	1 床上浸水	100cm以上	7万円	35	70	105	140	175	210	245	280	315	350	共済金	基本部分❸-1にプラスして給付します。
		100cm未満	3.5万円	17.5	35	52.5	70	87.5	105	122.5	140	157.5	175	共済金	//
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分❸-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。	
⑨ 地震災害	1 損壊	全 壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分❹-1にプラスして給付します。
		大規模半壊	20万円	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	共済金	//
		半 壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	//
		小 壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
		見 舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分❹-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。（詳細はP19を参照）
	2 火災	全 焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分❹-2にプラスして給付します。
		半 焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	//
		小 焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
		見 舞	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分❹-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内（家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外）で給付します。

注意事項

● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑨」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。